

平成28年度 介護保険料について

◎ 平成27年～29年度の介護保険料額の改定について

第6期介護保険計画の見直しにより、介護保険料の段階の内容と保険料額が改定され、基準額（第5段階）が年額60,000円（月額5,000円）となりました。

平成28年度の個人の保険料額は、世帯の課税状況や個人の所得により異なります。保険料の段階内容や保険料額については、下記のとおりです。

平成28年度の所得段階別保険料額

所得段階	段階内容	年間保険料額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円以下の方	27,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	45,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入等が120万円を超える方	45,000円
第4段階	本人が住民税非課税で年金収入等が80万円以下の方	54,000円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で年金収入等が80万円を超える方	60,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	72,000円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	78,000円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	90,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	102,000円

◎ 普通徴収の方へ 口座振替のごあんない

町では、安全・確実な口座振替（自動払込）による保険料等の納付をお勧めしています。口座振替を希望される方は、預貯金通帳、通帳届出印及び納付書（納税通知書等）をお持ちになり、金融機関等の窓口にて手続きをお願いします。

《口座振替が行える金融機関》

- ・ 第三銀行
- ・ みくまの農業協同組合
- ・ 紀陽銀行
- ・ ゆうちよ銀行(郵便局)

お問い合わせ先

古座川町役場税務住民課
介護保険料係
〒649-4104 古座川町高池673番の2
☎ 0735-72-0180